

激変緩和等に関する考え方について

今回提示させていただく考え方は素案であるため、各市町村の意見・要望も踏まえて今後、決定していきたい。

1 激変緩和の考え方

- ・国保広域化の制度改正による納付金の導入等に伴い、保険料負担が急激に上昇する市町村への激変緩和措置として、①県繰入金（特別繰入金）の財政調整分、②財政安定化基金（特例基金）を財源にして、激変緩和への対応を図る。
- ・激変緩和の丈比は、平成28年度の「被保険者1人当たりの保険料決算額」と当該年度の「被保険者1人当たりの標準保険料の算定に必要な保険料総額」を比較することとし、一定以上増加する部分を対象とする。
- ・なお、第2回仮試算結果から、①県繰入金（特別繰入金）、②過年度の保険料収納見込額の取扱いを変更して、激変緩和の対応を図ることとする。

2 対象とする範囲

激変緩和の対象とする範囲については、過去3年程度の1人当たり医療給付費の平均伸び率等（自然増）＋一定割合を超える分を対象として対応することとしたいが、この具体的水準（対象とする範囲）についての考えを伺いたい。

3 財政安定化基金（特例基金）からの対応

激変緩和用の財政安定化基金のうちの特例基金分（全国300億円規模。全国の被保険者数から千葉県の被保険者数を按分して推計した場合、千葉県は約15億円と推測。）については、平成35年度までの6年間の時限措置のものであるが、各年度における特例基金からの対応は、どのように対応するのが適切であるか伺いたい。

(1) 傾斜逡減で配分

初年度に多く投入し、最終年度は少なく投入する方式で対応。

※ 例えば、平成30年度は、約4.5億円を投入し、基金からの投入額を毎年逡減させ、最終年度は約0.7億円を投入する。

(2) 初年度に大量投入

初年度に大量に投入し、2～3年程度で使い切る。

※ 例えば、初年度に9億円、次年度に4.5億円、次々年度に1.5億円を投入して、3ヵ年で終了させる。

(3) 均等に配分

毎年均等に配分して投入する。

※ 例えば、毎年約2.5億円を投入する。

特例基金（約15億円規模）に関する年次投入イメージ

	(1) 案 傾斜逡減で配分	(2) 案 初年度に大量に投入	(3) 案 均等に配分
H30	約4.5億円 ⑥/21	9億円 ⑥/10	約2.5億円 ①/6
H31	約3.5億円 ⑤/21	4.5億円 ③/10	約2.5億円 ①/6
H32	約2.8億円 ④/21	1.5億円、①/10	約2.5億円 ①/6
H33	約2.1億円 ③/21		約2.5億円 ①/6
H34	約1.4億円、②/21		約2.5億円 ①/6
H35	約0.7億円、①/21		約2.5億円 ①/6
6年間の合計で約15億円。			

※ 特例基金については、平成35年度でもって終了するため、6年以内に全額投入する。

※ 県繰入金とは別に、激変緩和措置に対して、追加で充当する。